

郡山市婦人団体協議会育成補助金交付要綱

昭和57年 9 月 1 日制定

平成15年 4 月 1 日一部改正

平成22年 7 月 1 日一部改正

[教育総務部生涯学習課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市婦人団体協議会の円滑なる運営の推進を図るため、郡山市婦人団体協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の対象となる経費は、郡山市婦人団体協議会の運営に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、郡山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払い)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金等を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業等が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和57年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市婦人団体協議会育成補助金交付要綱の規定は、平成15年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年 7 月 1 日から施行する。